

1. 授業のねらい・概要

近年、経済はますますグローバル化し、ヒトもモノもカネも国境を越えて飛び交っている。さまざまな経済的背景のもとで、わが国企業の海外進出はその規模を問わず加速を続けており、町の小さな工場で働いていた人がある日突然社長から「外国へ行ってくれ」と言われても全く不思議でない時代になっている。その意味で国境の概念はますます希薄化しているが、その一方で、国家の主要な歳入源である税に関しては、依然として厳然とした国境がそびえている。つまり、経済と国家の課税権の間のミスマッチが存在しており、この結果、国際的な二重課税や租税回避といった難しい問題が生じることになる。この国際的な課税問題を統制するのが国際的な課税ルール体系としての国際租税法である。

授業では、これからの国際社会において経済活動を営む上で必須の知識ともいべきこの国際租税法の内容について、具体的な事例もまじえながら極力平易に解説し、学生諸君がその基本的な概念およびルールを理解し修得することを目標とする。

2. 授業の進め方

基本的に「3. 授業計画」にしたがって授業を進めていくが、授業の進捗状況に応じて各回の授業内容が多少前後することがある。学生諸君が理解と関心を深められるよう、できるかぎりインタラクティブな授業にしたいと考えている。

3. 授業計画

1. 国際租税法総説	9. 外国子会社合算税制
2. 居住者と非居住者	10. 過少資本税制
3. 内国法人と外国法人	11. 過大支払利子税制
4. ソースルール	12. 外国税額控除
5. 恒久的施設 (PE: Permanent Establishment)	13. 租税条約
6. 総合所得主義と帰属所得主義	14. BEPS (税源浸食と利益移転)
7. 移転価格税制	15. まとめ
8. 事前確認制度と相互協議	

4. 到達目標

国際課税ルールについての基礎理論を修得する。

5. 準備学修に必要な時間、またはそれに準じる程度の具体的な学修内容

テキストの予習 (60 分程度)

6. 成績評価の方法・基準

原則的に、期末試験の得点に平常点を加味して評価する。

7. テキスト・参考文献

別途指示する。また、授業のなかで適宜プリント等を配布する。

8. 受講上の留意事項

国内法の応用分野である国際租税法を学習するにあたっては、所得税法や法人税法の基礎的な知識があれば一層効率的に理解を深めることができるが、本テーマに関心がある学生ならば、だれでも受講できる。ただし、授業では英文の資料を使用することもある。原則として、全授業回数の 3 分の 2 (10 回) 以上の出席者のみに期末試験の受験資格を付与する。